

バイシクルピット 登録要領

平成30年6月16日

静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会

(目的)

第1条 本要領は、静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会（以下「協議会」という。）が、自転車利用者に優しいまちづくりを促進し、自転車利用者の誘客による地域振興・観光振興を図ることを目的とし主催する「バイシクルピット事業」の実施にあたり、協議会構成市町（以下「構成市町」という。）内で自転車利用者をサポートするために必要なサービスを提供する「バイシクルピット」の登録について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 バイシクルピットとは、事業の目的に賛同した者が、自らの権限の及ぶ店舗等のスペースを活用することにより、自転車利用者に自転車修理工具等の貸出や休憩場所の提供等のサービスを提供し住民との交流の場とするため、協議会からバイシクルピットとして登録を受けた施設をいう。

(実施内容)

第3条 バイシクルピットの登録を受けた施設の設置者（以下「設置者」という。）は、第4条第1項に掲げる備品の無償貸出及び休憩場所の提供等サービス（以下「サービス」という。）を行うとともに、バイシクルピットを適切に管理運営する。

(貸出備品等)

第4条 バイシクルピットに設置する備品等は、以下のとおりとする。

- (1) 自転車修理用工具
- (2) スポーツバイク対応空気入れポンプ

2 設置者たる自転車店等事業者においては、自転車修理用工具の無償貸出を任意とする。

(サービスの提供)

第5条 設置者は、バイシクルピット利用者を対象に無償でサービスを提供する。

2 設置者は、備品等を良好な状態に維持し、利用者に安全かつ円滑にサービスを提供できるよう管理しなければならない。

3 バイシクルピットは、利用者の立場から使いやすさに配慮されていなければならない。

4 トイレのみの利用も受け入れるよう努める。

5 サービスの提供は、登録を受けたバイシクルピットの敷地内に限定する。

(バイシクルピットの案内)

第6条 設置者は、標章等を用いて施設の案内を行うとともに、ロゴマーク入りのぼり旗を見やすい位置に設置又は掲示する。

(協議会及び構成市町への協力)

第7条 設置者は、利用状況の調査や利用者アンケートの実施等、協議会及び構成市町の要請があったときは、調査や作業等に協力するものとする。

(個人情報管理)

第8条 設置者は、事業の実施協力等にあたって得た個人情報について、関係法令に基づき適正な取扱いをすることとする。

(登録の申請)

第9条 バイシクルピットの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名称及び設置要件を定め、次の各号に掲げる書類を申請者の所在する市町を通じて協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、会長が特に定める場合は、この限りでない。

- (1) 登録申請書（第1号様式）
- (2) 提供サービス計画書（第2号様式）
- (3) 確約書（第3号様式）
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(登録の決定)

第10条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて調査し、適当であると認めたときは、バイシクルピットの登録を決定し、ロゴマーク入りのぼり旗を申請者に交付するものとする。

(登録変更の申請)

第11条 設置者は、登録内容を変更しようとするときは、変更予定日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。ただし、会長が特に定める場合は、この限りでない。

- (1) 登録変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 提供サービス計画書（第2号様式）
- (3) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(登録取下げの申請)

第12条 設置者は、当該登録を取下げようとするときは、終了する30日前までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。ただし、会長が特に定める場合は、この限りでない。

- (1) 登録取下げ承認申請書（第5号様式）
- (2) ロゴマーク入りのぼり旗
- (3) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(変更又は取下げの承認及び通知)

第13条 会長は、第11条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて調査し、適当であると認めたときは、登録変更承認通知書（第7号様式）を設置者に通知するものとする。

2 会長は、前条による申請が適当であると認めたときは、登録取下げ承認通知書（第8号様式）を設置者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第14条 設置者又は申請者は、会長が静岡県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当するか否かを判断するために調査を要する場合、会長及び構成市町の求めに応じてその調査に協力し、会長が必要と認める資料を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第15条 会長は、登録されたバイシクルピットが適切な管理運営が実施されていないと認めた場合、

又は適切な運営管理の継続が困難であると判断した場合は、登録を取消することができる。

2 会長は、設置者が静岡県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当すると判明した場合は、設置者への催告その他の手続を要することなく、登録を即時取消すものとする。

(登録の取消し等により生じた損失の取扱い)

第16条 前条の規定により、会長が登録取下げ等を承認したとき及び登録を取消した場合において、その取消し等により設置者に損失が生じても、協議会及び構成市町は、その損失を補償しない。

(定めのない事項等の処理)

第17条 本要領の解釈に疑義が生じたとき又は本要領に定めのない事項が生じたときは、会長の決定するところによる。

付則

この要領は、平成30年6月16日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から改正施行する。